

令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）に係る意見調書

団体名	一般社団法人北海道自然保護協会
-----	-----------------

1 道案に対する賛否の別（該当する意見を○で囲む。）

可猟区及び期間につ
いては、基本的には

賛成

・ 反対

2 賛否に係る理由

当協会は、エゾシカの生息数増加や生息域拡大が、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ、生物多様性や生態系の保全に対しても重大な悪影響をもたらすことから、エゾシカの生息数及び生息域の管理は北海道における喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然環境においては、各階層に対するエゾシカの影響が危惧されます。道内におけるエゾシカの増加はまだ続いており、今後もさらに徹底した管理が必要と考えております。

「令和5年度（2023年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）」（以下では（案）という）に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、エゾシカ管理においては、可猟区域及び期間以外での対策や情報分析が必要と考えており、そのような視点から（案）について意見を申し上げます。

- (1) 毎年提言させていただいていることですが、（案）に添付されている資料2「エゾシカ捕獲数の推移」や資料3「野生鳥獣被害調査結果」等のデータのほかに、エゾシカによる生物多様性や生態系への影響に関するデータも是非とも示していただくことをお願いいたします。また、関連して（案）の「6 その他（2）調査研究」にある「生物多様性に与える影響の発生状況を把握する」という課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについても具体的に示していただきたい。これまでのモニタリングのデータ等を具体的に示すことが、エゾシカ問題の普及・啓発において多大な効果をもたらすことになると思います。
- (2) これも毎年指摘させていただいていますが、上記（1）に関連して、国立公園

や国有林地において、生物多様性保全の視点から環境省および林野庁ともこれまで以上に協働で調査研究を実施してデータ取得に努め、それらを公表していただくことを要望いたします。

(3) これは些細なことですが、「案」の「2 経過」・3つ目に「40 億円前後と依然高水準で推移」をありますが、資料3「野生鳥獣被害調査結果」を見ると、「50 億円前後と依然高水準で推移」が適切と思います。

(4) エゾシカ個体数指数のデータでは、東部地域・北部地域・中部地域・南部地域のすべてで平成 25、26 年頃より増加し、特に近年は急増傾向が見られ、今後さらに拡大することが予想されます。可猟区の調整だけではなく、より徹底した有害獣管理対策を確実に実施することを要望いたします。さらに、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区分ごとのデータをお示しいただけますよう要望いたします。

(5) 可猟区域及び期間の設定には直接の関係は無いかもしれませんが、個体数変動モデルから推定される年度ごとの捕獲目標頭数や目標達成率はいかほどなのでしょう。このようなデータを公表していただくことが、実際の管理の方向性を探るうえで重要であると考えます。さらに、エゾシカ捕獲数や農業等被害の推移のほかに、狩猟者動向、とりわけ実際の地域ごとの出猟回数等の狩猟努力はどのように推移しているのかというような人間事象 (Human dimensions) からの検討も加える必要があると考えます。

可猟区域と期間の設定では狩猟に制限を加えることはできますが、狩猟の強化が必要な地域へ狩猟者を誘引するためには別の方策が必要と考えます。そのためにも地域別の狩猟努力がどの程度払われているのかを把握し、必要な地域での狩猟努力の増大を図る必要があると考えます。

(6) (案) 「5 捕獲数制限」における「メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。」とあります。この規制の効果が期待されるどころですが、この効果についてはどのように評価されているかをお示してください。

(7) これも以前よりお願いしていることですが、現在のところ猟区の設定は東部地域の西興部村と北部地域の占冠村に限られていますが、猟区設定の効果について

はどのように考えておられるのでしょうか？ 猟区設定の効果および今後の猟区設定の方針についても（案）の中で言及していただきたいと考えます。なお、いたずらな猟区の拡大は、管理体制を弱体化させる危険性も孕むと考えますので、今後も引き続き慎重な対応をお願いいたします。

(8) 毎年、E区域（斜里町の一部）において実施されている可猟期間に中断期間を設定し、（案）の中で「捕獲効率の向上を目的」とすると記されています。過去の意見調書では、連続して捕獲圧をかけ続けることによる捕獲効率低下の防止とありますが、中断期間を設けていない区域との比較など、これまでの実施の効果についても言及すべきと考えます。

(9) これも以前より指摘させていただいてますが、近年、都市部や人間の生活圏内にエゾシカやヒグマが侵入したというニュースをますますよく耳にします。野生獣類の都市部への侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの感染症の危険性が上昇していることが危惧されます。北海道ではまだ SFTS 発症患者はなく、エゾシカにおいても抗体陽性が出ていない状況ですが、マダニの SFTS ウィルス保有は確認されていますので、今後は公衆衛生の観点からも都市近郊あるいは都市内におけるエゾシカ管理対策がいよいよ重要になってくると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して、今後とも適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。

以上が北海道自然保護協会からの意見となります。例年意見を述べさせていただいていますが、なかなかご対応いただけないことも多く、繰り返し要望させていただく内容が多くなっております。ご対応が難しい場合には、その理由を簡単にでもお知らせいただければ、当協会にとっても重要な課題であるエゾシカ問題への対応を考える上で参考になり、また同じ要望を繰り返すこともなくなるかと思えます。

ご検討をよろしくお願い申し上げます。